

目 次

概要

1 設立経緯.....	4 - 3
2 設置目的.....	4 - 3
3 事業の概要.....	4 - 3
4 平成15年度の主な事業実績.....	4 - 4
5 施設の概要.....	4 - 5
6 組織.....	4 - 6
7 県との関係.....	4 - 7
8 財務の状況.....	4 - 9

実地監査年月日

実地監査年月日.....	4 - 15
--------------	--------

監査結果 指摘事項

(契約事務について)

1 入札手続について(共通).....	4 - 15
2 見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について.....	4 - 18

(物品管理について)

3 備品等に係る管理手続について(共通).....	4 - 19
4 収入印紙、切手の管理の徹底について(共通).....	4 - 20

(事業実施のための事務について)

5 就農支援資金貸付制度の一時償還の適用時期について(共通).....	4 - 21
-------------------------------------	--------

(会計事務について)

6 用地貸付料収入に付随する会計処理について.....	4 - 21
7 計算書類総括表作成の必要性について(共通).....	4 - 22

意見

(契約事務について)

1 指名競争入札における指名業者の選定手続について(共通).....	4 - 23
2 契約締結後の変更工事について.....	4 - 25

3	随意契約時見積合せ対象業者の選定について.....	4 - 25
(事業実施のための事務について)		
4	農地取得の際に十分な調査が欠けていたと考えられる事例について	4 - 26
5	農用地等譲渡代金経費加算額の計算規程について.....	4 - 28
6	就農支援資金貸付制度の利用状況について.....	4 - 29
7	農作業受委託促進特別事業の債権保全について.....	4 - 30
(会計事務について)		
8	賞与引当金計上の必要性について(共通).....	4 - 30
9	人件費の計算書類上の表示について(共通).....	4 - 30
10	財務状況の公開について(共通).....	4 - 31
(県と出資団体との関係について)		
11	県派遣職員に対する人件費負担のあり方について(共通).....	4 - 31
12	旧事務所の有効活用について.....	4 - 31
(管理運営状況について)		
13	損益計算の必要性について.....	4 - 32
14	経費の部門別配賦計算について.....	4 - 34
15	理事会の強化について(共通).....	4 - 35
16	中長期経営計画について(共通).....	4 - 35
17	人事運用の自立化について(共通).....	4 - 36
18	人件費抑制施策について(共通).....	4 - 36
19	行政コスト計算書の作成と活用について(共通).....	4 - 36
(出資団体のあり方について)		
20	公社運営の今後のあり方について.....	4 - 40

財団法人 群馬県農業公社

概要

1 設立経緯

昭和 45 年 5 月に農地法が改正され、農地保有合理化事業を行う公益法人に対し農地等の権利取得を認める新しい農地流動化の道が開かれた。

群馬県では、こうした動きに対応するため、農地保有合理化対策協議会を設置し、その協議結果に基づき昭和 45 年 10 月に県等の出資による公益法人として財団法人群馬県農業公社（以下「公社」という。）を設立した。

また、平成 10 年 10 月に「財団法人群馬県農業後継者育成基金」と統合した。

2 設置目的

公社は、農地の流動化、農業生産基盤の造成整備、農業の担い手の確保・育成等を図り、もって農業者の経済的、社会的地位の向上と本県農業の振興に寄与することを目的とする。

3 事業の概要

公社は、上記の目的を達成するため、次の事業を行っている。

- (1) 農地、採草放牧地または開発して農地または農業用施設の用に供されることが適当な土地（以下「農業用地等」という。）の売買、貸借、管理及び交換
- (2) 青年農業者等担い手の確保・育成
- (3) 農業構造改善に資するための助成金の交付及び資金の供給
- (4) 中山間地域における農業生産の維持及び農地の保全管理
- (5) 農業用地等の造成、改良及びこれらの附帯施設の売渡し
- (6) 農業用施設、農業環境整備及び畜産経営環境整備用地ならびにこれに附帯する施設の売買、賃貸及び造成
- (7) 農地保有の合理化に関する事業の実施に必要な資金の供給
- (8) 農地流動化を促進するための助成金及び推進費の交付
- (9) 農業就業構造の改善を目的として、地方公共団体が樹立した計画に基づき誘致される企業の用地の買入れ、造成及び売渡し
- (10) その他公社の目的を達成するために必要な事業

4 平成15年度の主な事業実績

(単位：千円)

事業名	事業概要	決算額
(1)農地保有合理化事業(農地売買)	農業経営基盤強化促進法に基づき効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るための農地売買等事業。公社が農用地等を買入れ、担い手農家に売渡す。 平成15年度実績は、買入20件8.6ヘクタール、売渡36件34.9ヘクタール。	561,752
(2)農地流動化助成金交付事業	農用地の所有権を取得して農業経営の規模拡大を行う農業者及び二世就農を前提とした大幅な規模拡大を行う農業者に対し、助成金の交付を行い、次代を担う農業者の育成・確保、農地保有の合理化等に資する。平成15年度実績は、助成金交付28件。	2,528
(3)農業後継者育成基金事業	農業青年の活動支援を目的とした農業後継者育成基金の運用益による次の事業。 ・農業後継者定着化促進事業 ・農業青年仲間づくり活動促進事業 ・農業青年組織活動事業 平成15年度実績は、助成金交付55件。	3,309
(4)青年農業者等就農支援事業	青年等就農促進法に基づき、就農を希望する青年等に対し、群馬県青年農業者等育成センターとしての就農啓発や就農相談等の支援活動。平成15年度実績は、就農相談員相談件数120件、現地就農アドバイザー相談件数76件。	8,802
(5)就農支援資金貸付事業	青年等就農促進法に基づき、就農を希望する青年等に対し、群馬県青年農業者等育成センターとして、就農研修及び就農準備に要する資金の貸付けを行っている。平成15年度実績は5件。	7,250
(6)明日の農業人サポート事業	意欲ある新規就農希望者等の就農支援を目的として、公社が事業実施主体となり新規就農者を受け入れる研修受入農家の負担や新規就農に必要な農業機械・施設のリース代金に要する負担の軽減を図っている。平成15年度実績は、助成金交付9件。	3,594
(7)農用地等開発受託事業	県・市町村や農業者からの委託で公社が保有するトラクターやブルドーザー等の開発機械により農地、草地、樹園地等の造成整備や暗渠排水等の改良工事等を行う。平成15年度実績は、14件68.3ヘクタール。	98,736
(8)畜産基盤再編総合整備事業	遊休農地等を活用し、飼料基盤に立脚した生産性の高い経営体を育成するとともに、畜産を中心とした地域の活性化を推進する。平成15年度実績は、平成14年度からの繰越事業で新治工区の乳製品加工施設。	13,998

(9)畜産環境特別対策事業(資源リサイクル畜産環境整備)	観光産業と連携を密にした無農薬、有機農業による環境保全型農業を推進し、処理施設を整備し、良質な堆肥を供給する。 平成 15 年度実績は、吾妻工区で、堆肥舎建設等。	205,434
(10)草地畜産活性化特別対策事業	畜産とリゾート客との共存を図り、都市住民との交流拠点となるよう、牧場の有する緑資源を中心とした観光資源を有効に活用するための整備を行い、地域畜産経営の安定的発展と周辺地域の活性化をはかる。平成 15 年度実績は長野原工区で草地整備改良工等	83,514

5 施設の概要

(所有者：群馬県)

施設名	公社事務所	機械センター
設置・開設	平成 11 年 11 月 5 日	平成 8 年 3 月 27 日
施設所在地	前橋市大渡町 1 - 10 - 7 群馬県公社総合ビル 5 階	前橋市総社町総社 2326 - 1 及び 2483
土地面積	0 m ²	3,131.35 m ²
建物延床面積	160.86 m ²	924.16 m ²
平成 15 年度賃借料	7,528 千円	0 千円

6 組織

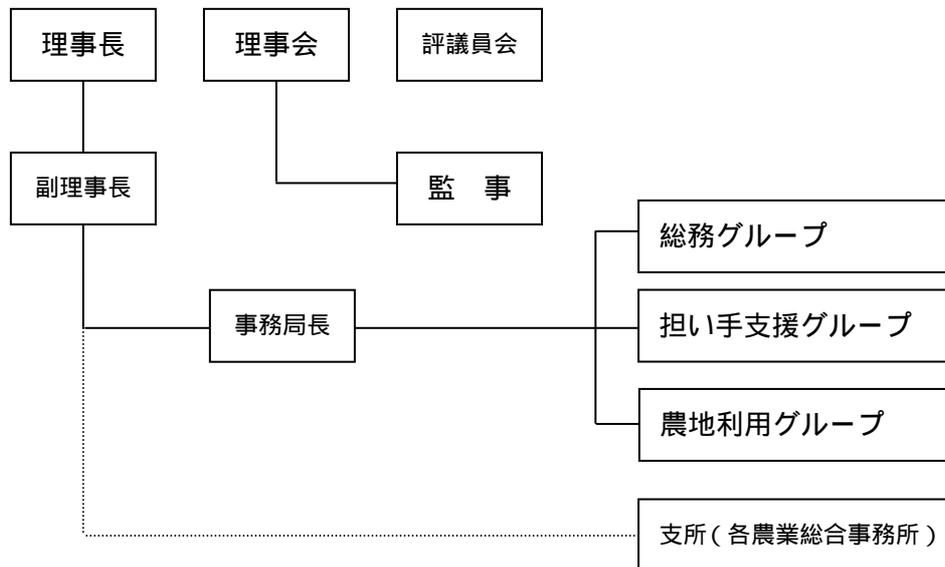
(1)人員構成

(平成16年3月31日現在)(単位:人)

区 分		一 般	県 現 職	農協系	県派遣	県 退職者	プロパー 職員	合 計
役員	理事	6(6)	2(2)	4(4)	0(0)	0(0)	0(0)	12(12)
	監事	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)
	小 計	6(6)	3(3)	5(5)	0(0)	0(0)	0(0)	14(14)
職員	事務職員	0	0	0	3	0	4	7
	技術職員	0	0	0	2	1	0	3
	技能職員	0	0	0	0	0	6	6
	嘱託員	0	0	0	0	4	0	4
	小 計	0	0	0	5	5	10	20
合 計		6(6)	3(3)	5(5)	5(0)	5(0)	10(0)	34(14)

補足事項... ()内は、非常勤役員数である。

(2)組織図



7 県との関係

(1) 出資

(単位：千円)

出資先	平成13年度	平成14年度	平成15年度
群馬県	610,000(65.7%)	610,000(65.7%)	610,000(65.7%)
農業団体等	170,097(18.3%)	170,097(18.3%)	170,097(18.3%)
市町村	142,500(15.3%)	142,500(15.3%)	142,500(15.3%)
一般賛同者	4,524(0.4%)	4,524(0.4%)	4,524(0.4%)
合計	927,121(100.0%)	927,121(100.0%)	927,121(100.0%)

補足事項... () は、出資比率である (小数点2位以下は切捨て)。

(2) 県からの補助金

(単位：千円)

所管課	補助の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
担い手支援課	合理化業務費補助金	19,280	17,821	12,965
担い手支援課	利子補助金	22,816	17,567	14,570
担い手支援課	大規模経営促進事業補助金	1,386	1,400	263
担い手支援課	流動化助成金業務費補助金	1,322	614	465
農政課	新・農業人育成支援事業補助金	3,801	0	0
担い手支援課	明日の農業人サポート事業補助金	0	4,444	3,594
利根農業総合事務所	畜産基盤再編総合整備事業補助金	119,301	252,375	9,798
吾妻農業総合事務所	草地活性化特別対策事業補助金	68,445	47,885	82,900
畜産課	飼料イネ補助金	0	19,443	880
担い手支援課	就農支援事業補助金	12,100	10,830	8,512
担い手支援課	農業公社運営費補助金	24,688	35,169	44,315
担い手支援課	合理化人件費補助金	14,041	14,174	7,115
合計		287,180	421,722	185,377

補足事項... 畜産基盤再編総合整備事業補助金は平成15年度国の制度事業完了のため大幅減少。

(3) 県からの委託料

(単位：千円)

所管課	委託の内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
西部農業総合事務所	県営水環境整備事業中部用水2期地区ファミリー広場(トイレ)建築工事監理業務	945	0	0
畜産課	新田郡地域畜産環境基本調査	499	483	0
合計		1,444	483	0

(4) 県に対する賃借料支払 (単位：千円)

所管課	賃借物件	平成13年度	平成14年度	平成15年度
県企業局	県公社総合ビル	6,563	6,563	7,528
合 計		6,563	6,563	7,528

(5) 債務保証 (単位：千円)

所管課	債務保証内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度
担い手 支援課	農地保有合理化関連事業資金にかかる損失補償	486,773	433,045	142,209
担い手 支援課	担い手育成資金の融通に関する損失補償	34,327	26,141	26,038
合 計		521,100	459,186	168,247

補足事項... 農地保有合理化関連事業資金にかかる損失補償は、群馬県信用農業協同組合連合会に対する土地購入借入金の債務保証である。

担い手育成資金の融通に関する損失補償は、社団法人全国農地保有合理化協会に対する土地購入借入金の債務保証である。

8 財務の状況

公社の計算書類は、一般会計と特別会計（就農支援資金）に分かれているが、便宜上総括表のみ記載し、また、科目についても要約して表示してある。

(1) 収支計算書総括表

(単位：千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
基本財産運用収入	6,547	9,620	5,765	-3,854
事業収入	543,331	393,289	576,699	183,410
補助金収入	444,984	665,931	356,168	-309,763
固定資産売却収入	0	0	1,500	1,500
借入金収入	90,502	105,129	135,925	30,795
特定預金取崩収入	15,871	7,607	2,967	-4,639
借受者からの償還金	5,933	5,593	7,722	2,129
その他の収入	2,240	2,069	1,937	-132
当期収入合計	1,109,411	1,189,241	1,088,685	-100,556
前期繰越収支差額	470,232	457,208	367,320	-89,888
収入合計	1,579,643	1,646,450	1,456,005	-190,444
事業費	776,258	972,140	622,375	-349,765
合理化促進事業費	156,713	166,531	193,097	26,565
合理化促進事業推進組織整備費	3,698	4,152	1,968	-2,184
農地流動化助成金交付事業費	21,087	11,629	3,001	-8,627
農業後継者育成基金事業費	3,651	2,852	5,183	2,331
農業後継者育成基金事業管理費	2,576	1,296	0	-1,296
青年農業者等就農支援事業費	12,117	10,410	8,802	-1,607
明日の農業者サポート事業費	0	0	3,594	3,594
受託事業費	151,540	95,020	96,978	1,958
飼料用イネ収穫作業受託事業費	0	0	3,241	3,241
管理耕作事業費	0	1,884	360	-1,523
公社営開発事業費	424,873	678,363	306,147	-372,215
管理費	30,584	24,614	47,315	22,701
人件費	19,232	17,549	45,009	27,459
その他	11,352	7,064	2,306	-4,758
固定資産取得支出	521	38,526	0	-38,526
借入金返済支出	298,412	167,044	419,964	252,920
特定預金支出	4,492	11,003	6,644	-4,359
就農支援資金貸付金	12,165	8,200	7,250	-950
就農支援資金借入金返済支出	0	57,600	0	-57,600
当期支出合計	1,122,435	1,279,129	1,103,549	-175,579
当期収支差額	-13,023	-89,888	-14,864	75,023
次期繰越収支差額	457,208	367,320	352,456	-14,864

(2)正味財産増減計算書総括表

(単位：千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
増加原因の部				
基本財産運用収入	6,547	9,620	5,765	-3,854
事業収入	543,331	393,289	576,699	183,410
補助金収入	444,984	665,931	356,168	-309,763
雑収入	2,240	2,069	1,937	-132
固定資産売却益	0	0	1,500	1,500
特定預金取崩収入	15,871	7,358	2,967	-4,390
合 計	1,012,975	1,078,269	945,037	-133,231
減少原因の部				
事業費	984,191	1,034,739	906,431	-128,307
管理費	30,584	24,614	47,315	22,701
固定資産売却損	1,360	69	1,108	1,039
減価償却額	4,517	5,259	7,523	2,264
基金繰入額	4,492	11,003	6,644	-4,359
合 計	1,025,147	1,075,686	969,024	-106,661
当期正味財産増減額	-12,171	2,583	-23,986	-26,570
前期繰越正味財産額	1,311,431	1,299,260	1,301,844	2,583
期末正味財産合計額	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986

(3) 貸借対照表総括表

(単位：千円)

科 目	平成13年度	平成14年度	平成15年度	-
資産の部				
流動資産	1,137,149	926,514	570,194	-356,319
現金預金	487,068	176,514	320,126	143,611
未収金	128,278	271,293	62,486	-208,806
事業用地	512,202	449,203	168,247	-280,956
受委託料前払金貸付金	9,600	10,000	6,900	-3,100
借入留保金	0	19,502	12,434	-7,067
固定資産	1,122,333	1,161,534	1,156,106	-5,428
基本財産	631,121	631,121	631,121	0
有価証券	51,600	15,000	65,000	50,000
群馬県公債	162,500	142,500	115,900	-26,600
国債	0	189,962	189,962	0
定期預金	417,021	283,659	260,259	-23,400
その他の固定資産	491,211	530,412	524,984	-5,428
車輛運搬具	45,128	83,226	72,139	-11,087
工具器具	14,735	14,735	14,735	0
備品	12,451	12,438	12,438	0
減価償却累計額	-53,053	-57,940	-55,486	2,454
電話加入権	187	187	187	0
出資金	2,000	2,000	2,000	0
強化・拡充有価証券	100,000	100,000	100,000	0
強化・拡充定期預金	196,000	196,000	196,000	0
退職給与引当預金	95,956	104,674	110,587	5,912
減価償却引当預金	248	0	0	0
基金定期預金	28,426	23,353	21,116	-2,236
就農支援資金貸付金	49,131	51,738	51,266	-472
資産合計	2,259,482	2,088,048	1,726,300	-361,748
負債の部				
流動負債	158,137	99,989	42,591	-57,398
未払金	156,453	79,568	12,630	-66,938
用地代未払	0	19,502	29,371	9,869
預り金	1,683	918	589	-329
固定負債	802,084	686,214	405,851	-280,363
長期借入金	2,000	7,312	5,175	-2,137
事業借入金	519,100	451,873	169,971	-281,902
就農支援資金借入金	156,600	99,000	99,000	0
基金	28,426	23,353	21,116	-2,236
退職給与引当金	95,956	104,674	110,587	5,912
負債合計	960,222	786,204	448,442	-337,761
正味財産の部				
正味財産	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986
正味財産合計	1,299,260	1,301,844	1,277,857	-23,986
負債及び正味財産合計	2,259,482	2,088,048	1,726,300	-361,748

(4)重要な会計方針

固定資産の減価償却	定額法による減価償却を実施している。
退職給与引当金	自己都合による期末退職給与の要支給額に相当する金額を全額計上している。
資金の範囲	資金の範囲には、現金預金、未収金、仮払金、借入留保金、未払金及び預り金を含めている。
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理については、税込経理方式を適用している。

(5) 5年間の収入の推移

(単位：千円)

科 目	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
基本財産運用収入	7,210	7,014	6,547	9,620	5,765
事業収入	830,454	676,213	543,331	393,289	576,699
用地売却収入	483,356	0	0	0	0
合理化促進事業売却収入(一般)	0	0	10,865	17,587	416,261
合理化促進事業売却収入(特別)	0	177,956	198,912	112,598	
緊急加速事業売却収入	0	115,290	78,948	38,093	9,566
中山間農地保全対策事業用地売却収入	0	0	12,798	0	0
用地貸付料収入	135	128	801	871	1,374
受委託資金貸付料収入	2,100	0	2,400	3,100	3,100
農業用機械等貸付料収入	0	61	4,348	4,348	4,348
機械受託料収入	295,732	262,848	155,201	79,677	83,985
調査・設計受託料収入	12,592	1,642	8,069	2,528	0
畜産基盤再編総合整備事業	30,903	100,218	32,914	78,859	4,200
畜産環境整備対策事業	5,634	18,069	38,024	55,465	39,034
飼料用イネ収穫作業受託事業収入	0	0	0	0	14,498
管理耕作事業収入	0	0	0	73	252
保有農地原価加算収入	0	0	46	86	77
補助金収入	385,476	759,531	444,984	665,931	356,168
合理化業務費補助金収入	17,317	21,914	19,280	17,821	12,965
利子補助金収入	39,716	24,076	22,816	17,567	14,570
大規模農業経営育成事業補助金収入	6,908	1,987	0	0	0
大規模経営促進事業補助金収入	0	0	1,386	1,400	263
流動化助成金業務費補助金収入	0	1,650	1,322	614	465
新・農業人育成支援事業補助金	2,517	2,472	3,801	0	0
明日の農業人サポート事業補助金	0	0	0	4,444	3,594
畜産基盤再編総合整備事業補助金収入	158,587	439,670	119,301	252,375	9,798
畜産環境整備特別対策事業補助金収入	24,922	79,349	153,108	238,609	166,012
草地活性化特別対策事業補助金収入	78,339	134,806	68,445	47,885	82,900
飼料用イネ関係補助金収入	0	0	0	19,443	880
就農支援事業補助金収入	14,182	14,150	12,100	10,830	8,512
県外向職員人件費等補助金収入	42,988	39,457	43,425	54,943	56,209
借入金収入	339,684	268,553	90,502	105,129	135,925
短期借入金収入	100,000	100,000	0	0	0
中山間事業借入金収入	0	50,376	0	0	0
緊急加速事業借入金収入	158,698	109,177	0	0	0
長期借入金収入	15,000	9,000	12,712	22,640	26,496
特別事業借入金収入	65,986	0	65,790	78,989	109,428
受委託事業借入金収入	0	0	12,000	3,500	0
特定預金取崩収入	19,957	16,476	15,871	7,607	2,967
減価償却取崩収入	0	0	0	248	0
退職給与引当預金取崩収入	0	0	0	1,097	439
大規模経営体育成基金取り崩し収入	19,957	16,476	15,268	4,271	1,790
大規模農業経営育成基金取崩収入	0	0	603	603	424
大規模経営促進取り崩し収入	0	0	0	1,386	313
就農支援資金会計 借受者からの償還金	10,509	10,234	5,933	5,593	7,722
その他の収入	5,121	3,711	2,240	2,069	3,437
受取利息	3,108	3,351	2,064	1,063	1,113
大規模経営体育成基金受取利息	269	175	77	28	15
大規模農業経営育成基金受取利息	22	37	28	19	13
雑収入	461	146	69	957	794
固定資産売却収入	1,260	0	0	0	1,500
計	1,598,414	1,741,735	1,109,411	1,189,241	1,088,685

(6)収支の状況及び財政状態について

収支の状況について

平成 14 年度から平成 15 年度にかけて収入金額が 1 億円程減少しているが、この主な原因は、国の制度事業が平成 15 年度をもって完了しているものの影響が大きく、自主事業でカバーできなかったことによる減少である。5 年間の収入推移で見ても最も低い水準になっている。

当期収支差額は平成 13 年度 13,023 千円、平成 14 年度 89,888 千円、平成 15 年度 14,864 千円と 3 年度連続して支出超過となった。

これは、従来国の制度事業に依存して経営してきたが、上記のように国の制度事業が平成 15 年度をもって完了したこと、予算規模削減によって利益率は低下し、コスト削減も出来なかったこと等から、公社全体として採算ベースを下回ったことによる。

なお、平成 14 年度は 89,888 千円と極端な支出超過になっているが、これは、特別会計で処理している就農支援資金に係る借入金返済支出が 57,600 千円と多額であったことによるもので、当該金額を除外すると支出超過は 32,288 千円である。この多額の借入金返済は、当該制度に係る借入金が平成 13 年度末で 156,600 千円、同貸付金が 49,131 千円、銀行預金残が 108,007 千円と制度上の未実行額がアンバランスになったため是正したものである。

財政状態について

平成 14 年度の固定資産取得支出 38,526 千円の内容は、飼料イネ収穫受託事業用の各種機械の購入 36,655 千円である。これは、今後公社として自主事業に注力していこうとする運営方針に基づく先行投資である。

平成 15 年度に事業用地(土地)が 280,956 千円、事業借入金が 281,902 千円それぞれ減少しているが、これは農地保有合理化事業による農地の売渡しが 434,729 千円と多額であり、同時に農地保有合理化協会の借入金を返済したことによる結果である。

実地監査年月日

平成 16 年 8 月 3 日、平成 16 年 8 月 4 日及び平成 16 年 8 月 6 日

監査結果 指摘事項

監査を実施した範囲内において、事業の運営は設置目的に従い、出納その他の事務もほぼ適正に処理されていたが、留意すべき次の事項が認められた。

(契約事務について)

農業公社の指名競争入札等における平均落札率の推移は以下のとおりである。

区 分	摘 要	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
指名競争入札	件 数	17 件	24 件	5 件
	平均落札率	92.9%	90.2%	87.6%

契約事務に関して改善すべき事項は以下のとおりである。

1 入札手続について(共通)

指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている事例が数多く認められた。「群馬県農業公社下請工事等実施要領(案)」(以下、要領(案)という。)に基づく契約事務の執行のためであるが、これは、根本的に見直す必要がある。

(現状)

公社では、会計規程第 32 条にて「契約事務手続は、群馬県財務規則(平成 3 年群馬県規則第 18 号)の規定に準じて行うものとする。ただし、理事長が同規則によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。」とされている。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(以下、政令という。)第 167 条の 2 に定められ、そのうち第 1 項第 1 号の予定価格の限度額については、県財務規則第 188 条に定められている。したがって、随意契約による場合は、政令第 167 条の 2 のどの項に該当するためかを明示する必要がある。

平成 12 年 4 月 1 日より実施されている要領(案)は、公社が受託者(請負者)となった工事を執行する際、自主施工が困難なものを業者に発注する(請負工事)場合の取扱いについて規定しているものである。当該ケースでは、事業予算は発注者が管理することから、見積書提出の緊急性、機動性及び柔軟性等が求められるが、県財務規則に則った事務では、どうしても発注工事の入札等に時間がかかりすぎ、業務の執行に支障をきたす等の事例が考えられることから、簡易な事務手続き(入札の省略等)を承認しているものである。また、要領(案)に基づく事務執行は県財務規則に則っていないことから、会計規程第 32 条では「ただし、理事長が同規則によることが適当でないと認めるときは、この限りでない。」とされている。

(問題点)

平成 13 年度から平成 15 年度までの 1 件 50 万円以上の契約について吟味したところ、県財務規則の規定に必ずしも則っていない要領(案)を実務指針にしてきたため、本来指名競争入札されるべき契約が随意契約となっている以下の事例が検出された。これらは、予定価格が競争入札省略に関する県財務規則の金額基準を超えているものである。

- (1) 「平成 13 年度畜産試験場再編整備事業」は、3 者見積合せによる随意契約とする特段の理由が記載された書面もなく、金額基準からも指名競争入札とすべきであった。
- (2) 「平成 13 年度県営畑地帯総合整備事業 昭和第 2 地区第 2 工区 5 工事」は見積合せ省略による 1 者随意契約とする特段の理由が記載された書面もなく、金額基準からも指名競争入札とすべきであった。
本件には関しては、事前に契約締結の回議書も作成されず、事後的な支出回議書のみで処理されている。
- (3) 「平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業利根地区事業」の 3 者見積合せによる随意契約の理由は、要領(案)によるためと記載されているのみである。
- (4) 「平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業利根地区 1 工区 15 工事」は、契約書、見積書がない。
- (5) 「平成 14 年度中古トラクター一式」は、随意契約の理由が明確にされていない。
しかも、積算価格 = 予定価格 = 契約価格となっている。物品購入回議書のみ稟議であり、予定価格が事前に作成されていない。
- (6) 「平成 14 年度畜産再編事業新治工区乳製品加工設備工事」は、3 者見積合せによる随意契約とする理由が不明である。
- (7) 「平成 14 年度県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)利根地区 1 工区 13 工事」は、3 者見積合せによる随意契約とする理由書の添付がない。
- (8) 「平成 14 年度畜産基盤再編整備事業関工区内部設備機能増強工事」は既存設備との関連及び事業参加者からの要望から、3 者見積合せによる随意契約になっているが、指名競争入札を省略できる理由にはならない。
- (9) 「平成 14 年度畜産環境整備特別対策事業大平工区堆肥処理機械設備工事」は既存システムとの整合性、事業参加者からの要望を理由に見積合せ省略による 1 者随意

契約としているが、金額的重要性からも、指名競争入札をすべきであった。

以上の事例の問題点を要約すると以下のとおりである。

- (1) 公社では要領(案)を作成し、契約事務の指針にしているが、その規定は県財務規則に則っていないことは明らかである。
上記要領(案)にしたがって事務処理を行ってきたため、結果的には、県財務規則に適合しないことになった以下の事例が見られた。
- (2) 随意契約根拠条項が明示されず、付記理由が記載された書面もない事例があった。
- (3) 手続き上の瑕疵が数多く見られる。すなわち、事前に契約締結の回議書も作成されず、事後的な支出回議書のみで処理されている事例、予定価格が事前に作成されていない事例、契約書・見積書も作成されていない事例、積算価格＝予定価格＝契約価格で、物品購入回議書のみで稟議しかしない事例等が数多くあった。これらの事例はすべて指名競争入札を行わなければならない範囲の金額である。
- (4) 既存設備との整合性、事業参加者からの要望を理由に指名競争入札を省略している事例は、政令第 167 条の 2 のどの項にも該当しない。

(改善策)

- (1) 上記事例はすべて指名競争入札の必要がある。公益法人である公社は、コストの削減、公正性及び透明性の確保等の観点から、入札契約の規定を厳密に解釈し厳守しなければならない。
 - (2) 要領(案)は県財務規則に則っていないことは明らかであり、即刻廃止するべきである。要領(案)が必要とされている最大の根拠である緊急性、機動性については、県財務規則他でも考慮されているところであり、それを排除する根拠にはなり得ない。
 - (3) 会計規程で理事長権限として県財務規則と異なる手続きを認めている点に関しては早急に会計規程の改正を行うべきである。
 - (4) 公社の契約事務については、その意義、効果等の担当者への教育をはじめ、手続書の作成、見直し等根本的に再構築する必要がある。
- (参照 共通監査結果の項 1 - 10 頁)

2 見積合せを実施していない随意契約(いわゆる1者随意契約)について

1者随意契約はあくまでも例外処理であり、契約価格の客観性、合理性の確保等の観点から正当な理由のある場合を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(現状及び問題点)

県財務規則第190条第1項では、見積合せを省略できる場合として2項目を定めている。したがって見積合せを省略する場合は、第190条第1項のどの項に該当するかを明示する必要がある(参照 共通意見の項1-16頁)。

平成13年度から平成15年度までの1件50万円以上の契約について吟味したところ、見積合せ省略理由の記載がないか、あっても妥当とは思われない以下の事例が検出された。これらは、予定価格が見積合せ省略に関する県財務規則の金額基準を超えているものである。

- (1) 「平成14年度工事用資材」
- (2) 「平成14年度機械使用料及び賃借料」
- (3) 「平成15年度畑地帯総合整備事業(担い手育成型)利根地区1工区30工事」
- (4) 1者随意契約でやむをえないと思われる事例でも、見積書をとることにより価格を下げられると思われるケースがあった。
「平成13年度畜産環境整備特別対策事業吾妻大平工区発酵処理機械施設設備工事」については、理由記載があり、1者随意契約でやむを得ないと思われるが、この予定価格は契約当事者からの見積書をベースに査定した金額であり、当該業者が1者随意契約の事実を知っている場合など高めの見積を提示する可能性もある。この工事は高額なだけに、見積合せを実施すべきであった。設計を発注していることを理由に施工監理を1者随意契約で行っている場合も同様である。
- (5) 労務管理事務所については報酬規程に基づいて契約をしているが、報酬規程は一つの目安であり、改訂の余地のない価格ではない。

(改善策)

随意契約は競争入札によらず、任意に相手方を選択して契約を締結するという方式であることから、県財務規則においても随意契約をしようとする場合は、原則としてなるべく3人以上の者から見積書を徴しなければならないこととされており、上限額が定められ、予定価格の作成や見積合せの実施が規定されている。

随意契約が制限される趣旨は、契約事務の厳正公平を確保することである。随意契約の締結に当たってはその競争原理の確保のために慎重さを求められている点を十分に考

慮し、安易に随意契約が行われていないかどうか配慮されることが望まれる。

特に1者随意契約は特殊な方式であり、業者との契約価格に関する客観性、合理性の確保、経営管理の効率化等の観点から、県財務規則第190条第1項に定める例外を除き3者以上の見積合せを実施するよう改善されたい。

(物品管理について)

3 備品等に係る管理手続について(共通)

備品等の内、現物の日常管理及びリース資産の峻別管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

- (1) 固定資産は公社が購入し直接所有するものと、リースにより所有するもの、県から使用許可を得ているものに区分されている。直接所有する固定資産は有形固定資産明細書により、県から使用許可を得ているものは行政財産使用許可書によりそれぞれ内訳が把握されている。しかしリースにより所有する固定資産については内訳明細が作成されておらず、内容が把握できない。
- (2) 有形固定資産の現物調査を実施した結果、固定資産台帳と現物の照合が出来ないもの、リース資産と所有資産の峻別が出来ないものがあった。(単位：千円)

資産名	取得年月日	取得価額	帳簿価額
デスクトップパソコン	平成9年9月30日	495	49
ノートパソコン	平成9年9月30日	499	49
合計		995	99

これらは、後日調査の結果、現場で使用していたので所在が不明であったとの報告があったが、現物管理が不十分である。

(改善策)

上記のような事実が発生する要因として固定資産の管理について、管理担当者が明確でないことが挙げられる。公社における固定資産は場所ごとに総務(事務所)、機械センター、現場で管理するものに区分しているが、場所ごとに管理責任者を定め、固定資産使用ノート等を作成し、どのような状況にあるかを管理する必要がある。現場で使用しているブルド-ザー等は責任者を決め、厳に管理を徹底すべきである。

また、単純な処理洩れが発生しないよう、所有財産一覧表のほかにリース資産台帳も作成し、有形固定資産明細書の見直し、取得、廃棄に係る回議書と明細書の整合性のチェックなどの内部管理手続の構築が必要である。

(参照 共通監査結果の項1-11頁)

4 収入印紙、切手の管理の徹底について(共通)

貯蔵品の収入印紙、切手の管理につき改善の必要がある。

(現状及び問題点)

貯蔵品の収入印紙、切手について管理状況及び現物調査をしたところ、以下の問題点があった。

- (1) 収入印紙の受払簿の受入欄に「立替分戻り」という記載があるが、払出欄には立替分が公社使用分かの記載がない。「立替分戻り」は、用地取引の契約に際して公社が先方の負担すべき印紙を立替負担している分と思われるが、払出し時に「立替による払出し」等の記載をして、払い出したものと戻りの管理をしなければ、収入印紙が適切に使用されたかどうか不明となる。立替払いした印紙について先方から現金で返金されたときに、現金受領者がそのことについて記載しないとといった危険性もある。
- (2) 収入印紙、切手の受入簿ともに起票者の押印がなく、管理者の確認印もない。
- (3) 管理簿への記載が徹底されておらず、現物調査時に帳簿残高と実際の数が異なっているものが5点ほど見受けられた(ただし、後日調査の結果、差異の原因は管理簿記載洩れであることが判明した)。
- (4) 現物照合は定期的を実施する定めがなく、月に一度程度しか行なわれておらず、日常の管理が行なわれていないに等しい。改善を要する。

(改善策)

- (1) 収入印紙の受払簿には、立替払い分についての内容を明示し、適切に精算されるよう管理することが必要である。
- (2) 収入印紙や切手は公社の財産であり、現金のような流通性はないものの換金性が高く、流用が可能である。現在、管理担当者は決まっているが収入印紙は誰でも自由に使用できる状況にあり、担当者以外が使用した場合、受入簿に記載されないため現物との不一致が生じている。また上司の確認も全く行われていないため、管理が出来ていない状況である。

これを改善するには、現物は金庫等に保管するとともに、担当者以外は扱えないこととし、管理担当者の現物照合手続きと上司による確認作業を徹底すべきである。

(参照 共通監査結果の項1 - 12頁)